

桑名市教育委員会議事録

令和5年6月26日（月）教育委員室において、桑名市教育委員会6月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 加藤 眞毅 教育委員 松岡 守 教育委員 佐藤 強
教育委員 安藤 智里 教育委員 平野 智美

教育部長	尾関 一夫	教育監兼学校支援課長	片山 哲哉
教育次長兼教育総務課長	位田 壮平	教育環境再構築プロジェクト担当	近藤 光彦
新たな学校づくり課長	笥 直樹	人権教育課長	水谷 公
教育総務課主幹 (保健給食担当)	田島 由紀	教育総務課主幹 (施設担当)	西田 勝彦
新たな学校づくり課主幹 (小中一貫教育担当)	井桁 里美	学校支援課主幹 (生徒指導担当)	芝 佐織
学校支援課主幹 (教育改革担当)	森 祥江		
ブランド推進課長	水谷 芳春	生涯学習・スポーツ課長	増田 武司

書記

伊藤 千恵

傍聴人

1名

議題

1. 審議事項

- ・議案第9号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について
- ・議案第10号 桑名市部活動在り方検討委員会要綱の制定について
- ・議案第11号 桑名市医療的ケア運営協議会要綱の制定について

2. 協議事項

- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について【非公開】

3. 報告事項

- ・夏季休業中の学校閉鎖日について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について【非公開】
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・7月の教育委員会の行事予定について
- ・7月の教育委員会定例会 7月27日（木） 午前9時00分
- ・8月の教育委員会定例会 8月21日（月） 午前9時00分
- ・9月の教育委員会定例会 9月22日（金） 午前9時00分

【教育長】

定刻になりましたので、ただいまから令和5年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員の方が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本委員会は無効に成立していることを御報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書の2番、協議事項の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について、事項書の3番、報告事項の多度地区小中一貫校整備事業について及び小・中学校の様子についての3件でございます。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価については、7月10日に予定しております有識者からの意見聴取に先立ちまして、先月に引き続き、報告書の内容について、委員の皆様と協議をさせていただくものでございます。

報告事項の多度地区小中一貫校整備事業については、公表前の事項に関するものでございます。

小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがって、これら3件については、桑名市教育委員会会議規則第5条により、会議を非公開としたいと思っております。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、これら3件については非公開とすることに決しました。よって、これら3件については、公開の議事後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の1番、審議事項、議案第9号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第9号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、御説明を申し上げます。

規則第4条関係の別表で定めております就学援助の額につきまして、国の補助金交付要綱による新入学児童生徒学用品費等の中学校の年間支給額が6万円から6万3,000円に改正されたことに伴いまして、同様の規則改正を行うものでございます。

議案に関する説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、議案第9号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

それでは、次の議事に進みます。

議案第10号 桑名市部活動在り方検討委員会要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

議案第10号 桑名市部活動在り方検討委員会要綱の制定について、御説明申し上げます。

4月の教育定例会において御説明させていただきました部活動在り方検討委員会要綱を基に策定させていただきました、第5条2について、オンラインの対応も考えられることを考慮し、「会議は、委員の半数以上が出席」に関して、「オンラインによる出席を含む。」ということを追記し、検討委員会要綱として策定させていただいています。

明日、6月27日に第1回部活動在り方検討委員会を行う予定です。今年度、部活動在り方検討委員会は年間4回行い、土日の中学校の部活動における地域連携、地域移行について審議を進めていきたいというふうに考えております。

よろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、議案第10号 桑名市部活動在り方検討委員会要綱の制定について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり制定することに決しました。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。

議案第11号 桑名市医療的ケア運営協議会要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

【人権教育課長】

議案第11号 桑名市医療的ケア運営協議会要綱の制定について、御説明申し上げます。

現在、桑名市の小中学校には10名の医療的ケアが必要な児童生徒がおります。これに伴い、7月13日に医療的ケア運営協議会のほうを実施いたします。運営協議会実施に当たり、この運営協議会の要綱のほうを策定いたしました。

運営協議会には、学識経験者、医師、園・学校看護師、巡回指導看護師等が入りまして、桑名市の医療的ケアのこれからの運営について話し合いを持っていただくことになっております。

御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

【安藤委員】

第3条の、2、「委員は、次に掲げる者のうちから」ということで、その中に学校長とか養護教諭代表とか、学校に直接関わる方の参加が、(5)に、必要と認める者というのはあるのですが、そういう方が明記されていないのはなぜでしょうか。

【人権教育課長】

7月13日の運営協議会の中には、学校の代表の校長先生、それから、学校の看護師も参加をする予定になっています。(5)の中に含まれるということで要綱を策定させていただいております。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

先ほどの部活動在り方検討委員会のところには、教職員の代表とか中学校長とかということが項目として挙がっているんだけど、現在はみえるということなんですが、項目として挙がっていないのはなぜなのかなという。幼稚園とか小学校とか中学校における医療的ケアの実施体制のことなのというふう

にちょっと疑問に思ったので、何か理由があれば教えてください。

【教育長】

お願いします。

【人権教育課長】

そこを抜いたという深い理由はございませんので、第3条の、2のところは、修正をさせていただいて、学校の代表者、教職員の代表者、桑名市立小中学校の代表者、教職員の代表者という文言を入れさせていただきたいと思います。

【教育長】

今、それなら採決せずに先送りするというのでいいですか。

【人権教育課長】

運営協議会は7月13日に実施を考えておりますので。

【教育長】

次の教育委員会がおそらくその後ですよ。

【教育次長兼教育総務課長】

27日ですね。

【人権教育課長】

今回については、では、(5)に含まれるということにさせていただいて、修正を後日させていただくということよろしいでしょうか。

【教育長】

はい。要綱だけつくっていただいて、来月で一部改正という形でもよろしいですか。

【安藤委員】

分かりました。

【教育長】

よろしいですか。

ほかは。

【松岡委員】

関連するかなと思うのですが、その学校関係者ですけど、幼稚園、小学校、中学校で事情が違うのかなと思うのですが、それぞれ含まれているのでしょうか。

【人権教育課長】

現在、幼稚園の児童で医療的ケアを必要としているお子さんはいません。小学校、中学校で合わせて10名ということになっております。でも、今後のことを考えますと、幼稚園さんの中にも含まれてくることもあるかと思しますので、運営協議会のメンバーの中に、幼稚園さんがもし含まれたときにも対応できるような委員の方もここに充てさせていただきたいと思います。

【松岡委員】

委員の中に、幼、小、中、3種というのか、それが含まれるように選んでいただくといいのかなと思って。

【人権教育課長】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

ほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、議案第11号 桑名市医療的ケア運営協議会要綱の制定について、挙手により採決いたしたいと思します。

一旦ではありますが、原案のとおり制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、原案のとおり制定することに決しました。

それでは、次の議事に進みます。

事項書の3番、報告事項、夏季休業中の学校閉鎖日について、事務局から説明をお願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

学校支援課長の森です。

学校閉鎖日の実施について、御報告いたします。

総勤務時間縮減の趣旨にのっとり、夏季特別休暇及び年次有給休暇、週休日の振替等の計画的取得促進のため、例年8月に学校閉鎖日を実施しております。休暇が取得しやすい環境づくりに努めるよう、各校・園に周知しているところでございます。

今年度の閉鎖実施日は8月10日から16日としており、この期間は、県及び市の会議についても行わないこととなっております。緊急時には教育委員会へ連絡を入れていただくよう、学校から保護者の皆さんに周知いただくこととなっておりますので、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に進みます。

事項書の4番、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、非公開とした議事に移らせていただきます。

【非公開】

- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・小・中学校の様子について

【教育長】

それでは、以上をもちまして、令和5年6月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

————— 9時58分終了 —————